

○群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則
(平成十年十月十六日規則第七十八号)

改正

平成一五年 三月三十一日規則第一七号
平成一七年 三月 四日規則第一七号
平成二〇年一〇月二三日規則第七〇号
平成二一年一一月一七日規則第七八号
平成二四年 三月三〇日規則第一四号
平成二八年 三月二一日規則第一二号
令和三年 三月三十一日規則第一〇八号
令和六年 二月二七日規則第三号

群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則をここに公布する。

群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）及び群馬県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年群馬県条例第三十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第二条 条例第二条第一項の申請書は、設立認証申請書（別記様式第一号）とする。

(縦覧期間中の補正)

第三条 条例第三条第二項（条例第五条第二項及び第十条第三項において準用する場合を含む。）の補正書は、補正書（別記様式第二号）とする。

(設立登記完了の届出)

第四条 特定非営利活動法人は、法第十三条第二項の規定による届出をしようとするときは、設立登記完了届出書（別記様式第三号）に同項の書類を添えて知事に届け出なければならない。

(役員の変更等の届出)

第五条 特定非営利活動法人は、法第二十三条第一項（法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。以下この条、第七条第二項、第八条及び第九条において同じ。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、役員変更等届出書（別記様式第四号）に変更後の役員名簿を添えて知事に提出しなければならない。

2 法第二十三条第二項（法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合における条例第二条第四項の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

(定款変更の認証申請)

第六条 条例第五条第一項の申請書は、定款変更認証申請書（別記様式第五号）とする。

(定款変更の届出)

第七条 条例第六条の届出書は、定款変更届出書（別記様式第六号）とする。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第八条 特定非営利活動法人は、法第二十五条第七項（法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による提出をしようとするときは、定款の変更の登記完了提出書（別記様式第七号）に登記事項証明書及び変更後の定款（法第二十五条第三項の規定による認証を受けた場合に限る。）を添えて知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第九条 特定非営利活動法人は、法第二十九条（法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による提出をしようとするときは、事業報告書等提出書（別記様式第八号）に法第二十八条第三項第一号に規定する事業報告書等を添えて提出しなければならない。

（成功の不能による解散の認定申請）

第十条 特定非営利活動法人は、法第三十一条第二項の認定を受けようとするときは、解散認定申請書（別記様式第九号）に同条第三項の書面を添えて知事に提出しなければならない。

（解散等の届出）

第十一条 清算人は、法第三十一条第四項の規定による届出をしようとするときは、解散届出書（別記様式第十号）に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない。

2 清算人は、法第三十一条の八の規定による届出をしようとするときは、清算人就任届出書（別記様式第十一号）に当該届出に係る清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない。

（残余財産の譲渡の認証申請）

第十二条 清算人は、法第三十二条第二項の認証を受けようとするときは、残余財産譲渡認証申請書（別記様式第十二号）を知事に提出しなければならない。

（清算終了の届出）

第十三条 清算人は、法第三十二条の三の規定による届出をしようとするときは、清算終了届出書（別記様式第十三号）に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて知事に提出しなければならない。

（合併の認証申請）

第十四条 条例第十条第一項の申請書は、合併認証申請書（別記様式第十四号）とする。

（合併の場合の財産目録等の備置き等）

第十五条 法第三十五条第一項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第二項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置くものとする。

（合併の登記完了の届出）

第十六条 特定非営利活動法人は、法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による届出をしようとするときは、合併登記完了届出書（別記様式第十五号）に同項に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（身分証明書）

第十七条 法第四十一条第三項の職員の身分を示す証明書は、特定非営利活動法人検査員証（別記様式第十六号）とする。

（認定申請）

第十八条 条例第十一条の申請書は、認定を受けるための申請書（別記様式第十七号）とする。

（有効期間の更新申請）

第十九条 条例第十二条の申請書は、認定の有効期間の更新の申請書（別記様式第十八号）とする。

（定款の変更に関する書類の提出）

第二十条 条例第十三条第二項（条例第十七条において準用する場合を含む。）の提出書は、定款変更の認証を受けた場合の提出書（別記様式第十九号）とする。

（代表者の氏名の変更の届出）

第二十一条 認定特定非営利活動法人は、法第五十三条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、代表者変更届出書（別記様式第二十号）を知事に提出しなければならない。

（役員報酬規程等の提出）

第二十二条 認定特定非営利活動法人は、条例第十四条第一項（条例第十七条において準用する場合を含む。）の規定による提出をしようとするときは、役員報酬規程等提出書（別記様式第二十一号）に法第五十四条 第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については資産の譲渡等に係る事業の料金や条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を添えて提出しなければならない。ただし、法第五十四条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

2 認定特定非営利活動法人は、条例第十四条第二項（条例第十七条において準用する場合を含む。）の規定による提出をしようとするときは、助成金の支給を行った場合の実績の提出書（別記様式第二十二号）に法第五十四条第三項の書類を添えて提出しなければならない。

（特例認定の申請）

第二十三条 条例第十六条の申請書は、特例認定を受けるための申請書（別記様式第二十四号）とする。

（合併の認定の申請）

第二十四条 条例第十八条の申請書は、合併の認定を受けるための申請書（別記様式第二十五号）とする。

（情報通信の技術を利用する方法による手続を行う方法）

第二十五条 条例第十九条に規定する規則で定める方法については、群馬県知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年群馬県規則第五十一号）第四条から第六条までの規定を準用する。

2 条例第十九条に規定する場合における届出及び提出について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第六項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、届出又は提出に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると知事が認める場合とする。

（電磁的記録による保存の方法）

第二十六条 条例第二十条第二項に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかとする。

一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

（電磁的記録による作成の方法）

第二十七条 条例第二十一条第二項に規定する規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

（電磁的記録による縦覧等の方法）

第二十八条 条例第二十二条第二項に規定する規則で定める方法は、同項に規定する事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

（委任）

第二十九条 条例及びこの規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月三十一日規則第十七号）

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月四日規則第十七号）

- 1 この規則は、平成十七年三月七日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成二十年十月二十三日規則第七十号）

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十一年十一月十七日規則第七十八号）

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第十四号）

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成二十九年三月二一日規則第一二号）

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）の規程により提出されている申請書は、改正後の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の相当規定により提出されているものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（令和三年三月三十一日規則第百九号）

- 1 この規則は、令和三年六月九日から施行する。ただし、別記様式第一号の改正規定、別記様式第二号の改正規定（「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める部分を除く。）並びに別記様式第三号から別記様式第十五号まで、別記様式第十七号から別記様式二十二号まで、別記様式第二十四号及び別記様式第二十五号の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行（前項ただし書に規定する改正規定にあっては、同項ただし書の規定による施行をいう。次項において同じ。）の際現に改正前の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定により提出されている申請書等は、改正後の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（令和六年二月二十七日規則第三号）

- 1 この規則は、令和六年三月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定により提出されている申請書は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。

年 月 日

群馬県知事 あて

申請者 住所又は居所
氏 名
電 話 番 号

設 立 認 証 申 請 書

下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第10条第1項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

注1 「3 主たる事務所の所在地」及び「4 その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。また、ビル等に所在する場合は、その建物の名称及び所在階数まで記載すること。

2 申請書には次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
- (3) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (4) 各役員の住所又は居所を証する書面
- (5) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- (6) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- (7) 設立趣旨書
- (8) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- (9) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）

年 月 日

群馬県知事 あて

申請者若しくは代表者の住所若しくは居所
又は特定非営利活動法人の所在地
特定非営利活動法人の名称
申請者又は代表者名
電話番号

補正書

年 月 日に申請した[補正する書類の種類]について不備がありましたので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）
第10条第4項
第25条第5項において準用する法第10条第4項
第34条第5項において準用する法第10条第4項
の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

- 1 補正の内容
- 2 補正の理由

- 注1 [補正する書類の種類]には、申請書の場合は、その申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書に添付する定款」等）を記載すること。
- 2 「1 補正の内容」には、補正する箇所について、補正後と申請段階での記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
 - 3 補正書には、補正後の書類を添付すること。

別記様式第3号（規格A4）（第4条関係）

年 月 日

群馬県知事 へ

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

設 立 登 記 完 了 届 出 書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

年 月 日

群馬県知事 あて

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

役員変更等届出書

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法（以下「法」とい

う。）
 第23条
 第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条
 第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条
 の

規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日 変更事項	役職名	氏名	住所又は居所

注1 「変更事項」欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。

2 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載すること。

3 改姓又は改名の場合には、「氏名」欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。

4 「住所又は居所」欄には、住所又は居所を証する書面により証された事項を記載すること。

5 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、以下の書類を添付すること。

(1) 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

(2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面

6 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に届け出る場合には、届出先の団体が定めるところによること。

群馬県知事 あて

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

定 款 変 更 認 証 申 請 書

下記のとおり定款を変更することについて特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

注1 「1 変更の内容」には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。

2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）を添付すること。

3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか以下の書類を添付すること。

（1）役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）

（2）法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面

（3）直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）

4 法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、注2及び3に掲げる書類のほか、以下の書類を添付すること。

- (1) 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人は除く。）、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
 - (2) 認定又は特例認定の通知書の写し
 - (3) 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し
 - ① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 - ② 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
 - イ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - ロ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - ハ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - (イ) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - (ロ) 役員等との取引
 - ニ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - ホ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - ヘ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - ト 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日
 - ③ 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (4) 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項に規定する助成の実績を記載した書類の写し

年 月 日

群馬県知事 あて

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第25条第6項
第52条第1項の規定に
第62条において準用す

より読み替えて適用する法第25条第6項

る法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第6項

した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

の規定により、当該定款の変更を議決

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

注1 「1 変更の内容」には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。

- 2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に届け出る場合には、届出先の団体が定めるところによること。

年 月 日

群馬県知事 へ

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

定款の変更の登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第25条第7項
第52条第1項の規定に
第62条において準用す

より読み替えて適用する法第25条第7項

る法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第7項

の規定により、登記事項証明書及び変

更後の定款（法第25条第3項の規定による認証を受けた場合に限る。）を添えて提出します。

注 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

年 月 日

群馬県知事 へ

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定

非営利活動促進法（以下「法」という。）

第29条

第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第29条

第62条において準用する法第52条第1項の規定により読み替え

の規定により、提出します。

て適用する法第29条

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

注1 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は、脚注においてその旨を記載する。

2 5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。

3 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

年 月 日

群馬県知事 あて

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

解 散 認 定 申 請 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

記

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

注 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

年 月 日

群馬県知事 へ

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏 名

電話番号

解 散 届 出 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第①号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

1 解散の理由

2 残余財産の処分方法

注1 ①の部分には、解散事由の区分に応じ、「1」、「2」、「4」又は「6」を記入すること。

2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

群馬県知事 へ

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏 名

電話番号

清算人 就任届出書

下記のとおり解散に係る清算中に清算人が就任したので、届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名
- 2 清算人の住所又は居所
- 3 清算人が就任した年月日

注 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

群馬県知事 へ

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏 名

電話番号

残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 譲渡すべき残余財産

2 残余財産の譲渡を受ける者

注 「2 残余財産の譲渡を受ける者」には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、譲渡を受ける者ごとに譲渡する財産を記載すること。

別記様式第13号（規格A4）（第13条関係）

年 月 日

群馬県知事 へ

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏 名

電話番号

清算完了届出書

解散に係る清算が終了したので、届け出ます。

注 清算完了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

年 月 日

群馬県知事 あて

合併しようとする特定非営利活動法人（甲）の所在地
合併しようとする特定非営利活動法人（甲）の名称
代表者氏名
電話番号
合併しようとする特定非営利活動法人（乙）の所在地
合併しようとする特定非営利活動法人（乙）の名称
代表者氏名
電話番号

合 併 認 証 申 請 書

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第34条第5項において準用する法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 ① 特定非営利活動法人の名称
 - 2 代表者の氏名
 - 3 主たる事務所の所在地
 - 4 その他の事務所の所在地
 - 5 定款に記載された目的
- 注1 ①の部分には、合併の態様に応じて「合併後存続する」又は「合併によって設立する」を記入すること。
- 2 「3 主たる事務所の所在地」及び「4 その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。また、ビル等に所在する場合は、その建物の名称及び所在階数まで記載すること。
 - 3 申請書には次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 合併の議決をした各法人の社員総会の議事録の謄本
 - (2) 定款
 - (3) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
 - (4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - (5) 各役員の住所又は居所を証する書面
 - (6) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
 - (7) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (8) 合併趣旨書
 - (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
 - (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）

別記様式第15号（規格A 4）（第16条関係）

年 月 日

群馬県知事 あて

特定非営利活動法人の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

合 併 登 記 完 了 届 出 書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項及び第14条の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。